

令和 8 年 1 月 15 日

あきる野市長

中 嶋 博 幸 殿

あきる野市特別職報酬等審議会

会長 綱 代 和 夫

あきる野市長、副市長及び教育委員会教育長の給料の額について（答申）

令和 7 年 10 月 3 日付けで諮問のあったこのことについて、別紙のとおり答申します。

## はじめに

本審議会は、令和7年10月3日、あきる野市特別職報酬等審議会条例第2条の規定に基づき、市長、副市長及び教育委員会教育長の給料の額について市長から諮問を受けた。本審議会は、事務局から提供のあった資料等に基づき慎重に審議を重ねた結果、以下のとおりとするのが望ましいとの結論に達した。

## 1 答 申

### (1) あきる野市長、副市長及び教育委員会教育長の給料の額

あきる野市長、副市長及び教育委員会教育長の給料の額を、次のとおり改定する。

区分	現行（月額）	答申（月額）	改定額
市長	860,000円	946,000円	86,000円
副市長	740,000円	814,000円	74,000円
教育長	695,000円	765,000円	70,000円

### (2) 改定時期

改定の実施時期については、令和8年4月1日とすることが適当である。

## 2 答申に当たっての考え方及び審議会における意見

### (1) 答申に当たっての考え方

#### ア 現行の額について

本審議会は、令和7年10月3日に設置され、市長、副市長及び教育委員会教育長の給料の額について、3回にわたり審議会を開催した。

本市の市長等の給料については、平成7年9月1日にあきる野市が誕生して以降、平成27年度に教育委員会制度が改正された際に現「教育長」の給料を審議した1度を除き審議しておらず、約30年間、額の改定を行っていない。

こうした中、今回の答申に当たっては、令和6年度の議員の報酬額の検討と同様の方法により、人口・産業構造が同規模である全国の類似団体や都内26市における市長等の額と比較することから検討を開始したところ、当市の市長等の給料額は、無作為に抽出した全国の類似団体（一般市II-3）平均に近い額となっているものの、都内26市中では最低水準にあることを確認した。

#### イ 一般職の給与改定の状況について

著しい物価の高騰や、民間企業における賃金の引上げ等の影響を受け、人事院勧告及び東京都人事委員会勧告では、令和4年から令和7年まで4年連続で給与の引上げの勧告がされるなど、近年、一般職の公務員給与は引上げ傾向にある。特に今年度は、管理職の企画・調整等業務の高度化・困難化を踏まえ、平均改定率を上回る管理職給料の引上げ勧告がされたほか、管理職手当（都特別調整額）の改定の必要性についても報告されている状況である。

また、令和6年人事院勧告に基づく、地域手当の級地区分の見直しでは、従来の市町村単位から都道府県単位の設定に変更され、当市は10%から16%に向け、令和7年4月から令和9年4月の3か年にかけて段階的に引上げを行っているところである。

一般職の最高号給適用者である部長級の給与については、平成25年度以降、昇給制度が廃止され、従来支給されていた扶養手当や住居手当も不支給となり、職責・役割に応じた定額の給料体系となった。

一方で、当市の管理職手当は、都内26市中最低水準であり、前記の報告に基づく今後の改定も見込まれるところではあるが、令和7年度改定給料表に基づく一般職給料表5級2号給（最高号給）適用者の給与額（給料、管理職手当及び地域手当の合計額）は、地域手当が16%となる令和9年4月時点で733,584円となり、令和9年4月時点で、教育長の給料を38,584円上回る額である。

#### ウ 「職務給の原則」について

地方公務員法は一般職に適用される法律であるが、第24条第1項では、「職員の給与は、その職務と責任に応ずるものでなければならない（「職務給の原則」）」と規定している。

これは、本市の特別職と一般職の給与額の関係にも当てはまり、これまで、一般職最高号給適用者の月例給与を上回る給料月額が設定されてきており、これは令和7年4月1日現在の都内26市においても同様の状況である。

市長等は、組織の任命権者として、一般職をマネジメントすべき役職であり、組織の長として、行政のかじ取りを担う重責にあることから、少なくとも教育長の給料を一般職である部長職の給与が上回ることは回避しなければならないという考えで一致した。

## エ 教育委員会教育長の給料の引上げ額について

これらの状況を踏まえ、一般職と教育長の給与額が逆転しないよう、令和9年4月時点の試算による差分38,584円の引上げを行うべきであると考えた。

更に職責差を金額差に換算することについては、部長職給与が定額化された平成25年度から地域手当が10%であった令和6年度までの間、27,300円から36,210円までの幅で教育長が上回っていたことに鑑み、その中央値である31,755円相当が妥当であると考えた。

よって、現時点で試算できる範囲で、確実な議論を行う必要の中で、職責に応じた教育長の給料額は、38,584円に31,755円を加えた約70,000円を現行の額に加えることが相当であるとの結論に至った。

## オ 市長及び副市長の給料の引上げ額について

市長と副市長の給料については、教育長の給料との割合を確認したところ、従来当市では、副市長は市長の86.0%、教育長は市長の80.8%の割合となっていた。教育長は、「新「教育長」の給料の額について（平成27年7月29日答申）」で論点とされたとおり、従来の教育長の役割に教育委員長の役割が加わり、職責が増加した経緯があるものの、令和7年4月1日現在の本市を除く都内の類似団体の平均値では、副市長は市長の86.2%、教育長は市長の80.3%となっており、本市は、その平均値と概ね同様な割合であることが確認できた。

よって、市長及び副市長の給料については、教育長の引上げ率に相当する10%の割合で引き上げることとし、市長は86,000円、副市長は74,000円を現行の額に加えることが相当であるとの結論に至った。

## （2） 委員からの主な意見は次のとおりである。

### ア 「公共的団体等の代表者」から寄せられた意見

- ・ （市長、副市長、教育長の給料が）30年間改定されていないということは、問題である。
- ・ 給料とは、その人が働いた価値化みたいなもので、給料が上がることで意識のアップができるのではないか。

イ 「学識経験を有する者」から寄せられた意見

- ・ 給料には職務給の原則という大事な原則があり、地位の高い人の方が仕事の範囲や責任、仕事の困難性が高いので地位の高い人が下の人より給料が安いということはあり得ない。
- ・ 民間では同種平均という考え方をする。あきる野市を除く類似団体の平均まで持って行くことが必要ではないか。

ウ 「市民公募の委員」から寄せられた意見

- ・ 一般職の職員の給料は、東京都人事委員会勧告に準じて引き上げられることから、均衡を図る意味でも引き上げることが妥当だと考える。

### 3 その他（附帯意見）

- (1) 今回の改定額は金額として大きいものであるが、26市最低水準である現状からするとやむを得ないものである。財政的に苦しいのではないかという声に応えるためにも、一層の行財政改革によって、効率的な行政運営をお願いしたい。
- (2) ここ数年の給与は、過去にないほどのペースで上昇している。行政に求められる役割が増えていく中で、そのかじ取りを担う特別職の給与のあり方については、一般職の改定状況や他団体の動向を踏まえ、直ちに審議できる体制を整えることが望ましいと考える。

【別 表】

回	開催日	審議内容
第1回	令和7年10月3日	1 委員の任命 2 会長の互選及び職務代理者の指定 会長 網代 和夫 会長職務代理 松村 博文 3 審議事項の諮問 4 審議 (会議の進め方、諮問内容について、資料説明、論点整理等)
第2回	令和7年11月11日	1 報告 (前回議事の確認、追加資料の説明) 2 審議 (報酬の額について)
第3回	令和7年12月16日	1 報告 (前回議事の確認、追加資料の説明) 2 審議 (報酬の額、答申などについて)

【検討資料】

○ 紹介資料

- 1 あきる野市特別職報酬等審議会条例
- 2 特別職の給与等の状況
- 3 特別職及び議員の年間給与及び報酬総額の状況
- 4 一般職と常勤特別職給与比較
- 5 職員支給手当一覧
- 6 令和7年度 東京都26市の概要
- 7 令和7年度 類似団体の概要
- 8 職員平均年齢推移
- 9 一般職のラスパイレス指数推移

○ その他資料

- 10 新「教育長」の給料月額について (答申)
- 11 新「教育長」の給料月額について (議事録)
- 12 あきる野市議会議員の議員報酬の額について (答申)

- 13 あきる野市議会議員の議員報酬の額について（議事録）
- 14 消費者物価指数
- 15 令和7年 人事院勧告・報告の概要
- 16 令和7年 給与勧告のポイントと給与勧告の仕組み
- 17 令和5年度あきる野市の財政（財政白書）

#### 【追加資料】

- 1 東京都26市における特別職の報酬額について（令和7年度と令和8年度の比較）
- 2 東京都26市における一般職の給与と特別職（市長・副市長・教育長）の報酬額について

#### 【追加資料（2）】

- 1 特別職及び議員の年間給与及び報酬総額の状況について
- 1-2 特別職及び議員の年間給与及び報酬総額の状況について（影響額あり）
- 2 東京都26市における一般職の給与と特別職（市長・副市長・教育長）の報酬額について（給与改定後）
- 3 あきる野市非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例 別表の沿革

#### 【追加資料（3）】

- 1 都内26市における一般職と特別職の給与間比較（令和8年4月1日予定）
- 2 あきる野市における一般職と特別職の給与間比較
- 3 特別職報酬等審議会の開催状況及び給与制度の改正に関する調査について

あきる野市特別職報酬等審議会委員

会長 網代 和夫

会長職務代理 松村 博文

委員 青山 芳弘、加藤 幹夫、熊谷 浩伸、五味岡 涼子、

近藤 郡次、島田 しのぶ、高橋 秀幸、田中 準也（五十音順）